

## プラスチック一括回収について

### 1 概要

#### (1) プラスチック資源一括回収について

令和4年に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、製品プラスチックの分別収集・再商品化が努力義務となった。また、一宮市との広域の廃棄物処理施設整備において活用する循環交付金の交付要件となっており、市の費用負担軽減のためにも導入は必須となっている。

一括回収により分別基準が分かりやすくなり、資源循環の促進、CO2・ごみ量の削減に繋がる。

#### (2) 一括回収の処理スキームの検討

(ア) 指定法人スキーム（プラ法第32条）：法で定められた指定法人に再商品化を委託する。

・再商品化計画が不要、指定法人による安定処理が可能、中間処理によるコストが増える。

(イ) 認定スキーム（プラ法第33条）：再商品化計画を作成し、環境大臣の認定を受ける。

・再商品化計画が必要、処理方法の合理化、分別基準設定の自由度が高く排出しやすくなる。

### 2 効果検証・コスト試算

#### ・現行コストとスキーム別のコスト変化(現行との増減) (千円/年)

	中間処理コストA	再商品化コストB	合計 C(A+B)	交付税見込D	計 (C-D)
現 行	63,163	890	64,053	(0)	64,053
32条ケミカル	+27,694	+18,220	+45,914	22,533	+23,381
32条マテリアル	+27,694	+19,450	+47,144	22,533	+24,611
33条ケミカル	+7,306	+18,220	+25,526	23,888	+1,638
33条マテリアル	+7,306	+19,450	+26,756	22,533	+4,223

※ケミカルリサイクル：プラスチック資源を化学的に分解して原料にする方法、リサイクル率は90%以上

マテリアルリサイクル：プラスチック資源を新たな製品材料として再利用する方法、リサイクル率は50%程度

・プラスチック資源収集見込量：1,798t → 再商品化見込量：1,560t ※環境省支援事業の結果による

・特別交付税算定式 【質量】 × 84千円 + 【再商品化質量】 × 63千円 × 0.5

### 3 CO2排出量 【現行:4,679.11】 (t/年)

	CO2排出量①	削減量(現行-①)
32,33条ケミカル	1,296.33	△3,382.78
32,33条マテリアル	4,638.33	△ 40.78

※ケミカルリサイクルを採用した場合、大幅なCO2削減が可能となる。

### 4 導入について

令和4年に導入検討をした際、中間処理業者の設備導入の準備期間が必要であることから、令和8年度に開始目標を設定した。導入期日については令和9年2月の開始を考えている。

環境省支援事業の結果、認定スキーム（33条）によるケミカルリサイクルが、費用面、CO2削減量、市民の分別ルールの分かりやすさ、また今後の一宮市との広域化に伴う費用負担（ごみ量割）での優位性を鑑み、進むべき方向性として考える。